

2018年度第1回プログラム責任者会議

# 2019年度のプログラム認定・専攻医募集 専門医更新・講習会単位の申請

中央資格認定委員会/専門医制度運営委員会  
担当理事  
高橋 尚人

# 新専門医制度の専攻医募集 経緯と予定

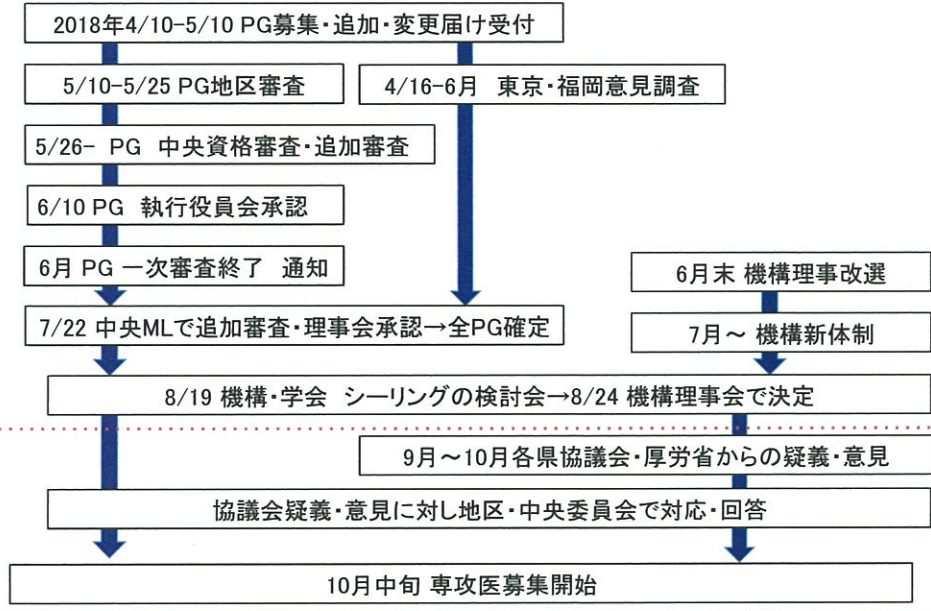
## 2017年専攻医一次募集後の経緯



## 専攻医(専門医)研修登録申請者数

	2015	2016	2017	2018			
				合計	一次	二次	三次
全体	570	524	542	562	526	30	6
5大都市	299	268	262	259	254	5	0
東京	124	114	121	130	130	0	0
5大都市以外	271	256	280	303	272	25	6

## 2018年度の新制度の経緯・予定(専攻医募集)



## プログラム新規認定

都道府県	基幹施設名	人数
千葉	慈恵医大柏病院	5名
埼玉	国立埼玉病院	3名
埼玉	済生会川口病院	2名
愛知	愛知医大	1名
愛知	大同病院	2名
京都	宇治徳洲会病院	1名
宮崎	県立宮崎病院	3名
新潟	新潟市民病院	1名

- ・5大都市以外での新規申請には通常の審査を行った。
- ・5大都市での新規は当該都府県内で定員が増えないように他の施設の削減を行った。

6

## プログラム定員変更認定

都道府県	基幹施設名	人数
埼玉	防衛医大	+4
愛知	名古屋市大	-2
	名古屋大学	-1
大分	県立中央病院	-2
	大分大学	+2
高知	幡多けんみん	-2

- ・防衛医大は他の病院にない特殊性があり承認した。
- ・愛知(5大都市)では定員が増えないように2施設の削減を行った。
- ・他の定員増の希望は公平性の観点から3年間は据え置きとし認めなかった。

7

## シーリング対応(学会理事会承認案)

- ・地域貢献率は2019～2021年度の定員がフルマッチした場合の3年間の平均値 \*とする。
- ・定員の調整については地域貢献率の低い施設から順に削減する。
- ・地域貢献率が同率の場合は応募者の多い施設から順に削減する。
- ・応募が2名以下の場合には削減の対象から除外する。

### 平均値の計算式

- ・募集定員N名のうち、n名がxか月、5都府県以外で研修すると仮定
- ・1年間の地域貢献率  $(x * n) / 12N$
- ・3年間の地域貢献率平均値  $[(x1 * n1) + (x2 * n2) + (x3 * n3)] / 36N$

➡ 東京都は定員130のマイナス5%を義務づけられ124名となる

8

# サブスペシャリティについて 6/29文書

一般社団法人 日本専門医機構  
理事長 吉村博邦

日本専門医機構認定のサブスペシャリティ領域について（お知らせ）

謹啓 向夏の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本機構の「サブスペシャリティ領域の在り方に関するワーキンググループ」、「基本問題検討委員会」および「理事会」で、「サブスペシャリティ領域の機構認定の基準および認定申請の手順について（下記資料）」などを検討し、本年4月13日開催の第16回理事会に於いて定めましたのでお知らせいたします。「専門医制度新整備指針」などにつきましてもご確認くださいませようお願い申し上げます。諸事情により、お知らせなどが遅くなりまして誠に申し訳ありません。

なお、旧機構でサブスペシャリティ領域の機構認定がなされ、「認定証」が発行され、新機構に引き継がれた領域につきましては、いずれの領域学会も、2016年または2017年に認定期限を終了しており、今までお認めしておりました領域学会につきましても、当機構第二期理事会におきまして、一旦、白紙に戻し、全ての領域学会にあらためて申請をお願いすることといたしました。

現在（平成30年5月18日）のところ、内科15領域、外科6領域、放射線2領域、につきましては、従来から基本領域と一体的に運用がなされており、連動研修（平行研修）などの関係から機構理事会で審議し、機構認定をお認めしております。

今後の申請方法などにつきましては、決定次第お知らせいたします。

今後とも本機構の運営などにご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

9

# 今後の課題とその対応

## 課題

- PG間の移動の方法が未確定
- 大都市の募集・採用について
- カリキュラム制
- サブスペシャリティ
- ダブルボード
- 総合診療専門医関連



専門医制度  
運営委員会

- 次年度のPG定員増について
- PG変更手続きの明確化



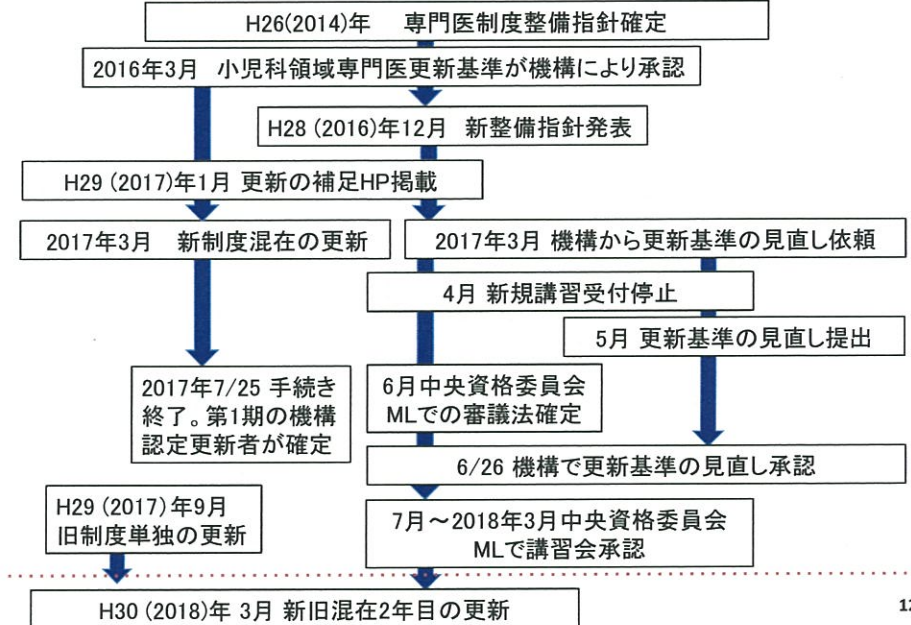
中央資格認定  
委員会

10

# 新専門医制度の専門医資格更新 経緯と予定

11

## 2016/2017年度新制度における資格更新の経緯



12

## 2017-2018年度更新者

更新方法	2017年 3月	2017年 9月	2018年 3月
A(新制度＝ 学会と機構が認定)	2034	—	2320
B(旧制度＝ 学会のみの認定)	276	105	241

13

## 2017-2018年度講習会の認定 (2017年7月～2018年6月)

専門医共通講習	93件
小児科領域講習	605件

14

## 専門医資格更新の手順

機構認定専門医 の新更新基準		完全以降後 (2020年以降) 取得単位	完全移行までの暫定期間の更新基準				
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
i	診療実績の証明	100症例 (10単位)	該当せず	該当せず	40症例 (4単位)	60症例 (6単位)	80症例 (8単位)
ii	専門医共通講習 【うち必修講習】	3～10単位 【3単位以上】	該当せず	該当せず	2～4 【2以上】	3～6 【2以上】	3～8 【3以上】
iii	小児科領域講習	20単位以上	該当せず	該当せず	6～	10～	14～
iv	学術業績・診療 以外の活動実績	0～10単位	該当せず	該当せず	0～6	0～8	0～10
i～ivの合計		50単位	該当せず	該当せず	20単位	30単位	40単位
日本小児科学会認定の更新基準			5年分	5年分	3/5	2/5	1/5
機構認定の更新基準			×	×	2/5	3/5	4/5

15

## 専門医資格の更新に必要な単位とカテゴリ

更新には5年間で50単位が必要  
(i + ii + iii + iv = 50 単位)

i	診療実績の証明(必須)	10単位
ii	専門医共通講習	3～10単位 (うち3単位は必修 講習によるもの)
iii	小児科領域講習	20単位以上
iv	学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位

## ii 専門医共通講習 5年間で3～10単位が必要

### ●基本領域専門医が共通して受講する項目

専門研修施設群の施設が開催するものや**中央資格認定委員会**で審議し(機構によって認定された)講習会(営利団体共催およびクローズドの会は認めていない)。他の領域の開催でも良い。2017年4月以前のものには出席管理・受講証明があれば認められる。

#### 1) 必修講習は5年間で各講習1単位以上(計3単位以上)

- ・医療安全講習会(必修)
- ・感染対策講習会(必修)
- ・医療倫理講習会(必修)

#### 2) 必修講習以外に種々の講習会を受講する

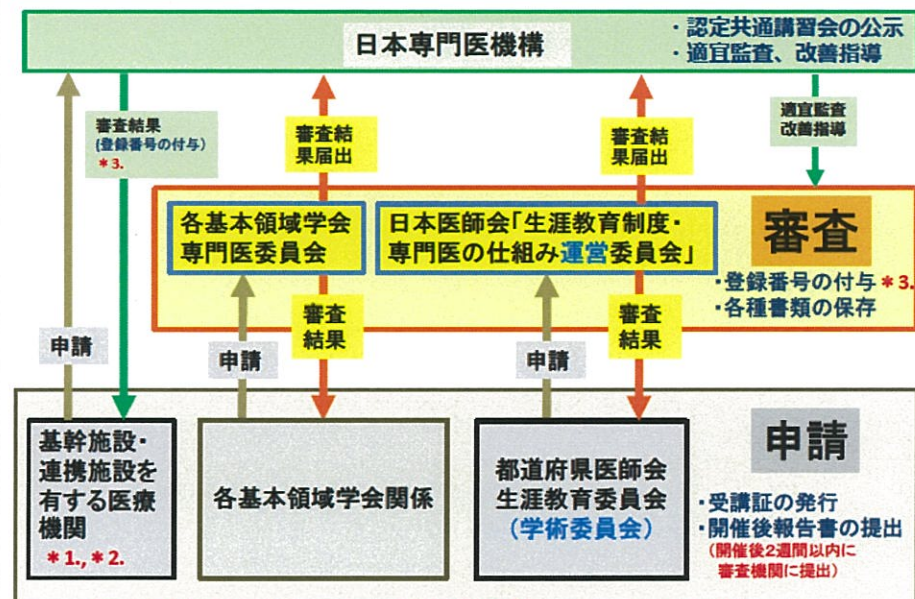
- ・1時間以上、事前承認が必要

#### 3) JPS専門医オンラインセミナー1時間1講習1単位を認める

#### 4) 講師や講習会タスクフォースも単位が得られる。

17

## 共通講習申請に関する審査と各種書類の流れ(暫定版)



\*1. 専門医機構へ直接申請して下さい。開催後報告書についても同様とします。

\*2. 受講証は病院名で発行して下さい。\*3. 登録番号は保存用の整理番号として活用します。

## iii 小児科領域講習 5年間で20単位以上必要

- 小児科専門医に必要な最新の知識や技能を身につけるための講演や講習会  
予め小児科領域専門医委員会(中央資格認定委員会)が審査し機構が認定する。

講習会名	講演	受講
小児科学会学術集会、地方会での講演(要申請)・シンポジウム(1講演1時間以上)	1単位	1単位
小児科学会が主催する小児科医・専門医取得のためのインテンブコース(2日間コース)	1単位	4単位
乳幼児検診を中心とする小児科医のための講習会	1単位	2単位
思春期医学臨床講習会	1単位	2単位
小児の在宅医療実技講習会(講習会+実習有)	1単位	2単位
Pediatric advanced life support (PALS) 講習会(2日間):	1単位	3単位
NCPR(新生児蘇生法)	1単位	2単位
JPS専門医オンラインセミナー		1単位
領域専門医委員会(中央資格認定委員会)認定の講習会(1講演1時間)(営利団体共催なし)など		
小児科学会の指導医講習会(2泊3日で3単位)		3単位

## iv 学術業績、および診療以外の活動実績 0～10単位

### A 学術業績

- 学会発表(決められた学会での筆頭演者ないし第二共同演者)1単位
- 論文発表(認められた雑誌の共著者全員)2単位

### B 学会への参加

- 学会参加 全て1単位 (地方会含む、5年間で6単位まで)
- 日本小児科学会学術集会、日本小児科医会総会フォーラム、日本小児保健協会学術集会、ASPR、日本小児科学会ブロック地方会・地方会、日本小児科医会生涯研修セミナー、都道府県の小児科医会学術集会、都道府県の小児保健会、日本保育園保健学会、日本周産期・新生児医学会、日本学校保健学会、日本思春期学会、「こどもの心」研修会、小児保健セミナー、上記以外の小児科学会分科会全国学術集会

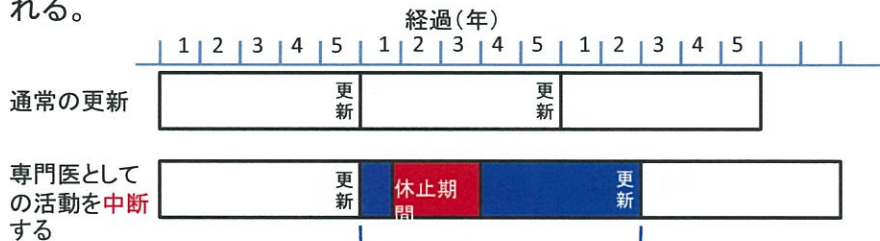
### C その他の活動

- 専門医としての、診療や学術活動以外の様々な活動
- 試験問題作成、査読、市民向け講演、校医、座長、司会など

20

## 更新困難な状況への対応

留学・出産育児・病気療養・介護・管理職・災害被害により期間内での専門医資格更新ができない場合には、更新猶予措置が適応される。



休止(猶予)期間を除いた5年間で50単位を取得すればよい

手続き:

- ①理由を添えた猶予申請書を提出
- ②基本領域専門委員会が審査、承認
- ③猶予期間中は**機構**専門医でなくなる
- ④猶予期間の終了後から再び専門医としての活動を再開する(専門医資格の復活)

1. 休止: 専門医資格喪失(停止)2年可、更新可
2. 猶予専門医: 小児科学会の専門医は継続、最初は1年、更新可、機構の専門医は停止

21

## 今後の予定

- 2018年9月30日(旧制度)
- 2019年3月31日(新制度+旧制度)
- 2019年9月30日(旧制度)
- 2020年3月31日(新制度のみ)
- 2020年9月更新の方は2020年3月に更新の必要あり

22

## 今後の課題と対応

- 1回の研修会・講習会での使用可能単位上限
  - 1つの学会・研究会で2単位までに限定予定
- 講習会の質の維持と評価
  - 申請時のフォーマット改訂
- 共通講習の手続きの明確化
  - 報告書の提出の厳格化
- 一定の官公庁や公立研究機関に勤める医師は診療実績を求められなくなる。
  - 更新基準の改訂



中央資格認定委員会で検討

23